

1 1 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会

1 法人の概要

(平成 22 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 古川 健治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課
設立年月日	昭和 58 年 10 月 19 日	基本財産	1,598,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	日本原燃株式会社		1,000,000 千円
	青森県		500,000 千円
	基本金組入額		98,000 千円
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	11 名	0 名
	監 事	2 名	0 名
	職 員	2 名	1 名
	備 考		
業 務 内 容	むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害の発生を防止し、漁業操業の安全確保を図るための啓発指導、情報連絡及び調査研究、当該船舶による漁業被害に対する救済金等の給付、当該船舶による漁業被害の解決に必要な交渉の援助、漁業の振興を図るための助成等		
経営状況 (平成 21 年度)	経常収益	28,283 千円	(その他参考)
	経常費用	28,932 千円	
	(うち事業費	17,526 千円)	
	当期経常増減額	649 千円	
	当期一般正味財産増減額	649 千円	

2 沿革

むつ小川原港周辺海域においては、同港の建設以前から地元漁業者等により多種多様の漁業が営まれてきたところであり、同港の建設に伴い漁業操業の安全に対する危惧が生じたことから、将来にわたって永続的に同港周辺海域における漁業操業の安全を確保し、漁業者の生活の安定を図るため、県から 5 億円の出資を受け、昭和 58 年 10 月に当法人が設立された。

平成 5 年 3 月に、漁業操業の安全確保及び漁業の振興等を図ることを目的として日本原燃株式会社から 10 億円の寄付を受け、基本財産に組み入れるとともに、寄附行為の目的及び事業に「漁業の振興を図るための助成」が追加された。

3 点検評価結果

当法人は、むつ小川原港周辺海域における「漁業操業の安全の確保」、「漁業被害に対する救済金等の給付」、「漁業の振興を図るための助成金の交付」を目的とし、基本財産約16億円の財産運用から生ずる果実により、これらの目的を達成するために必要な各種事業を実施している。

(1) マネジメント及び財務の状況（参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照）

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当であると判断する。

【理由】

ア 当法人は、上記の設立目的に基づき、事業内容・組織体制ともに概ね中期経営計画に沿った経営がなされていること。

イ 厳しい経営環境に対応するため、安定的な事業資金の確保と事業費及び管理費の節減に取り組んでおり、平成21年度の管理費については、中期経営計画に対し10%以上の削減を達成していること。

(2) 個別の改善事項等

ア 助成事業の効果的・効率的実施について

当法人は、経営目標のひとつに「事業費、管理費の節減と合理化を図る」ことを掲げ、漁業振興対策助成事業（漁業協同組合等が実施する漁業振興のための事業に対し、助成金を交付する事業）については、「事業評価による、効果的、効率的な事業展開を図る」こととしている。

本年度の点検評価において、これまでの事業評価の実施状況を確認したところ、当法人からは、平成17年度に制定した「事業評価実施要綱」に基づき、平成18年度から毎年度事業評価を実施していること、評価結果については、当法人のホームページにおいて公表していること、評価に使用する「事業評価シート」の内容は、毎年度見直しを行っていることなどが報告された。

当委員会としては、基本的にこれらの取組を高く評価するものであり、今後も引き続き事業評価の質を高めながら、効果的・効率的な事業の実施につなげていただきたいと考えている。

なお、今後の改善のポイントは、以下のとおりである。

【改善のポイント】

「事業評価シート」は、外部に公表することを前提として、事業の必要性や評価の理由などをわかりやすく明確に記載する必要があること。

外部評価を導入するなど、評価に外部の視点を取り入れるとより効果的な評価となること。

イ 組織体制の見直しについて

当法人の組織体制を点検したところ、専任の職員は1名だけであったことから、業務の執行に当たって内部統制上の問題がないか確認したところである。

この点について、当法人からは、平成20年度から当法人の事務局がある六ヶ所村役場内の別団体（六ヶ所村まちづくり協議会）と業務提携を行い、職員の起案文書は、事務局長（六ヶ所村まちづくり協議会の事務局長が兼務）及び理事長の決裁を受ける前に、同団体職員の確認を受けることとしたことが報告された。

当委員会としては、この取組により内部統制上、一定の改善が図られたものと認めるものであるが、預金証書等の管理については、以下のとおり意見を付したい。

【意見】

当法人においては、事務局長が通帳・預金証書・公印等の管理を行っており、他の職員がこれらを取扱うことはないとのことであった。一方、当法人の内部監査の実施状況を確認したところ、当法人の内部監査は、規程により事務局長が行うこととされ、預金証書等についても、事務局長自らが証書の現物確認や関係書類との突合等を行っていた。

当委員会としては、預金証書等の管理が事務局長ひとりに委ねられている現状は好ましくないと考えており、当法人が17億円以上の資産を保有していることを考慮すれば、定期的に外部のチェックを受けることが望ましいと考える。

なお、当法人の支出全体に占める管理費の割合は、中期経営計画を上回る経費節減の努力にも関わらず、前回点検評価を行った時点（平成18年度実績）では33.4%であるのに対し、平成20年度は34.5%、平成21年度は39.4%と確実に上昇しているところである。

当委員会としては、当法人の設立目的の重要性については十分認識するところであるが、そうした目的を達成し、漁業者が享受する利益を最大化するという観点から見たときに、費用対効果等の面から現在の当法人のあり方が最適であるかという点について、今後さらに検討していきたいと考えている。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自主的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			